

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県人事委員会

- 平成十九年度において実施しない区分試験の件 三
- 平成十九年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験を行う件 五
- 平成十九年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を行う件 六
- 平成十九年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験を行う件 八
- 平成十九年度福島県警察官採用候補者試験を行う件 九
- 許職)採用候補者試験を行う件 三
- 平成十九年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験を行う件 五
- 平成十九年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を行う件 六
- 平成十九年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験を行う件 八
- 平成十九年度福島県警察官採用候補者試験を行う件 九

福島県人事委員会

公告第二号

職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)第十三条前段の規定により平成十九年度において実施しない区分試験は、次のとおりです。

平成十九年五月一日

福島県人事委員会

採用試験の名称	実施しない区分試験の名称
福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験	水産
福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験	農業土木 林業 土木

(採用給与グループ)

公告第三号

平成十九年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。
平成十九年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受験資格
行政事務	二六名程度	心理判定員以外の区分試験 昭和五十三年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者(学歴は問いません。) 又は昭和六十一年四月二日以後に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十年三月までに卒業見込みのもの若しくはこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし、この場合において、薬学を受験する者は、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)による薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者とし、 心理判定員 昭和五十三年四月二日以後に生まれた者で、大学(短期大学を除きます。)において心理学を専修する学科を修めて卒業したもの若しくは平成二十年三月までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれに相当すると認める課程を修めて卒業したもの若しくは平成二十年三月までに卒業見込みのものとし、 ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す
警察事務	八名程度	
農業	六名程度	
農業土木	一名程度	
林業	一名程度	
土木	六名程度	
建築	二名程度	
化学	六名程度	
農芸化学	三名程度	
薬学	四名程度	
畜産	一名程度	
機械	二名程度	
心理判定	二名程度	

る政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

大学卒業程度で、次により行います。

1 第一次試験

(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

(二) 専門試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表二のとおりとします。

(三) 論文試験

2 第二次試験

(一) 口述試験

(二) 適性検査

(三) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成十九年六月二十四日(日)	福島市	平成十九年七月十三日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成十九年七月三十一日(火)から同年八月二日(木)までの三日間のうち指定する一日	福島市	平成十九年八月十七日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成十九年五月七日(月)から同月十八日(金)までです(郵便等による申込みは、同月十八日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年五月七日(月)から同月十五日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成十九年五月十五日(火)にあつては、午後八時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一七〇、二〇〇円から一七六、一〇〇円までの初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(10)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理

薬学	農芸化学	化学	建築	土木	林業	農業土木	農業	警察事務	行政事務	区分試験	出題分野
物理化学(5)、分析化学(2)、無機化学(3)、有機化学(5)、生化学(7)、薬剤学(5)、衛生化学(5)、生薬学(2)及び薬理学(6)	物理化学(5)、分析化学(2)、無機化学(3)、有機化学(5)、生物化学(7)、土壌学・植物栄養学・肥料学(6)、食品化学・食品貯蔵加工学(6)及び応用微生物学(6)	数学・物理(7)、物理化学(9)、分析化学(3)、無機化学・無機工業化学(6)、有機化学・有機工業化学(9)及び化学工学(6)	数学・物理(10)、構造力学(5)、材料学(2)、環境原論(4)、建築史(2)、建築構造(4)、建築計画(5)、都市計画(3)、建築設備(2)及び建築施工(3)	数学・物理(10)、応用力学(6)、水理学(6)、土質工学(4)、測量(2)、都市計画(2)、土木計画(6)及び材料・施工(4)	林業政策(7)、林業経営学(7)、造林学(12)、林業工学(4)、林産一般(4)及び砂防工学(6)	数学(3)、応用力学(3)、水理学(4)、測量(2)、土壌物理(2)、農業水利(5)、土地改良(5)、農地造成(2)、農業造構(5)、材料・施工(2)、農業機械(3)及び農学一般(4)	栽培学汎論(5)、作物学(5)、園芸学(5)、育種遺伝学(5)、植物病理学(4)、昆虫学(4)、土壌肥料学(4)、植物生理学(4)、畜産一般(2)及び農業経済一般(2)		政治学(2)、行政学(2)、憲法(4)、行政法(5)、民法(4)、刑法(2)、労働法(2)、経済学(11)、財政学(3)、社会政策(3)及び国際関係(2)		別表一 専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

畜産	機械	心理判定員
家畜育種学(5)、家畜繁殖学(4)、家畜生理学(4)、家畜飼養学(4)、畜産栄養学(4)、飼料学(3)、家畜管理学(6)、畜産物利用学(5)及び畜産経営一般(5)	数学・物理(10)、材料力学(4)、流体力学(4)、熱力学(4)、電気工学(2)、機械力学(4)、機械設計(6)、機械材料(3)及び機械工作(3)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)(25)、教育心理学(3)、応用心理学(6)、社会調査(2)及び統計学(4)

区分試験	採用予定人員	受験資格
司書 栄養士 臨床検査技師 看護師	二名程度 二名程度 五名程度 三五名程度	司書 昭和五十五年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による司書の資格を有するもの又は取得見込みのものとし、 栄養士 昭和五十五年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、栄養士法(昭和二十二年法律第百四十五号)による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、 臨床検査技師 昭和五十四年四月二日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による臨床検査技師の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、 看護師 昭和四十九年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、保健師助産師看護師法(昭和二十

公告第四号

平成十九年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験を次のとおり行います。

平成十九年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

(採用給与グループ)

<p>区 分</p>	<p>試 験 期 日</p>	<p>試 験 地</p>	<p>合 格 者 発 表</p>	<p>二 試験の方法及び内容 短期大学卒業程度で、次により行います。</p> <p>1 第一次試験 (一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題予定数は、別表一のとおりとします。 (二) 専門試験(多枝選択式) 出題分野及び出題予定数は、別表二のとおりとします。 (三) 作文試験 2 第二次試験 (一) 口述試験 (二) 適性検査 (三) 身体検査(持参方式) 三 試験期日、試験地及び合格者発表</p> <p>十三年法律第二百三三号)による看護師の免許を有するもの(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成十三年法律第一百五十三号)附則第二条の規定により看護師の免許を受けた者とみなされるものを含みます。)又は取得見込みのものとなります。</p> <p>ただし、次の各号(栄養士、臨床検査技師及び看護の区分試験にあつては、第二号から第五号まで)のいずれかに該当する者は、受験できません。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>平成十九年十月十二日(金) に福島県庁前掲示場並びに郡</p>
------------	----------------	--------------	------------------	---

<p>第一次試験</p> <p>平成十九年九月二十三日(日)</p>	<p>福島市 郡山市 会津若松市 南相馬市 いわき市</p>	<p>山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所、福島県古屋事務所、福島県古屋事務所において配布します。</p>
<p>第二次試験</p> <p>平成十九年十月二十九日(月)から同月三十一日(水)までの三日間のうち指定する一日</p>	<p>福島市</p>	<p>平成十九年十一月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所、福島県古屋事務所、福島県古屋事務所において配布します。</p>

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布
受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一―七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間
(一) 申込受付期間
平成十九年八月六日(月)から同月十七日(金)までです(郵便等による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年八月六日(月)から同月十四日(火)までです。
(二) 申込受付時間
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成十九年八月十四日（火）にあつては、午後八時まで）となります。

五 給与

1 初任給
この試験に合格し、採用されると、職種、職務内容等に応じ、一五二、〇〇〇円から一八六、七〇〇円までの初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（9）、人文科学（9）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（10）及び数的推理・資料解釈（6）

別表二

専門試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数

区分試験	出題分野
司書	生涯学習概論（2）、図書館概論（5）、図書館経営論（2）、図書館サービス論（4）、情報サービス論（8）、図書館資料論（5）、専門資料論（2）、資料組織論（8）、児童サービス論（2）、図書・図書館史（1）及びコミュニケーション論（1）
栄養士	公衆衛生（4）、栄養・臨床栄養（12）、食品・食品衛生（10）、給食管理・調理（6）及び栄養指導・教育（8）
臨床検査技師	公衆衛生学（5）、臨床検査総論（情報科学を含む。）（5）、生理学（5）、病理学（解剖・組織学を含む。）（5）、臨床化学（生化学を含む。）（5）、血液学（5）、免疫・血清学（5）及び微生物学（医動物学を含む。）（5）

看 護

基礎看護学（8）、在宅看護論（2）、精神看護学（2）、成人看護学（14）、老年看護学（2）、小児看護学（6）及び母性看護学（6）

（採用給与グループ）

公告第五号

平成十九年度福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

平成十九年五月一日

福島県人事委員会

一 区分試験、採用予定人員及び受験資格

区分試験	採用予定人員	受 験 資 格
行政事務 警察事務	四名程度 四名程度	昭和六十一年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者（大学（短期大学を除きます。）を卒業した者又は平成二十年三月までに卒業見込みの者を除きます。）とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。 一 日本の国籍を有しない者 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

高等学校卒業程度で、次により行います。

1 第一次試験

（一）教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。

（二）事務適性試験

- 三 試験期日、試験地及び合格者発表
- (一) 作文試験
 - 2 第二次試験
 - (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 身体検査(持参方式)

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成十九年九月二十三日(日)	福島市 郡山市 会津若松市 南相馬市 いわき市	平成十九年十月十二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成十九年十月二十九日(月)から同月三十一日(水)までの三日間のうち指定する一日	福島市	平成十九年十一月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局

に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成十九年八月六日(月)から同月十七日(金)までです(郵便等による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます)。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年八月六日(月)から同月十四日(火)までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成十九年八月十四日(火)にあつては、午後八時まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一三八、四〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、区分試験ごとに作成される任用候補者名簿に得点順に登録された上、任命権者に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数

社会科学(7)、人文科学(11)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)
--

(採用給与グループ)

公告第六号

平成十九年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験を次のとおり行います。

平成十九年五月一日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成十九年九月二十三日(日)	福島市 郡山市 会津若松市 南相馬市 いわき市	平成十九年十月十二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及

三 試験期日、試験地及び合格者発表

- 1 採用予定人員
六名程度
 - 2 受験資格
昭和五十五年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)による栄養士の免許を有するもの又は取得見込みのものとし、ただし、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者は、受験できません。
(一) 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(三) 福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
(四) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 二 試験の方法及び内容
短期大学卒業程度で、次により行います。
- 1 第一次試験
 - (一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題予定数は、別表一のとおりです。
 - (二) 専門試験(多枝選択式) 出題分野及び出題予定数は、別表二のとおりです。
 - 2 第二次試験
 - (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 身体検査(持参方式)

- 1 受験申込みの手続
受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。
- 2 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。
- 3 申込受付期間及び申込受付時間
(一) 申込受付期間
平成十九年八月六日(月)から同月十七日(金)までです(郵便等による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年八月六日(月)から同月十四日(火)までです。
(二) 申込受付時間
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成十九年八月十四日(火)にあつては、午後八時まで)となります。

第二次試験	平成十九年十月二十九日(月)から同月三十一日(水)までの三日間のうち指定する一日	福島市	平成十九年十一月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	--	-----	---

- 4 受験申込みの手続
1 受験申込書の配布
受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。
- 2 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。
なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。
- 3 申込受付期間及び申込受付時間
(一) 申込受付期間
平成十九年八月六日(月)から同月十七日(金)までです(郵便等による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年八月六日(月)から同月十四日(火)までです。
(二) 申込受付時間
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成十九年八月十四日(火)にあつては、午後八時まで)となります。
- 5 給与
1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一五四、二〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで
合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登載された上、福島県教育委員会に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先
この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。
別表一
教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(10)及び数的推理・資料解釈(6)

別表二
専門試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

公衆衛生(4)、栄養・臨床栄養(12)、食品・食品衛生(10)、給食管理・調理(6)及び栄養指導・教育(8)

(採用給与グループ)

公告第七号

平成十九年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。
平成十九年五月一日

福島県人事委員会

一 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員
一名程度

2 受験資格

昭和六十一年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者(大学(短期大学を除きます。))を卒業した者又は平成二十年三月までに卒業見込みの者を除きます。とします。ただし、次の(一)から(五)までのいずれかに該当する者は、受験できません。

(一) 日本の国籍を有しない者

(二) 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産

者
(三) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくなるまでの者

(四) 福島県職員又は福島県内の市町村の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(五) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法及び内容
二 高等学校卒業程度で、次により行います。
1 第一次試験
(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりです。
(二) 事務適性試験
(三) 作文試験

2 第二次試験
(一) 口述試験
(二) 適性検査
(三) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験	平成十九年九月二十三日(日)	福島県市 郡山市 会津若松市 南相馬市 いわき市	平成十九年十月十二日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東部事務所、福島県大坂事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成十九年十月二十九日(月)から同月三十一日(水)までの三日	福島市	平成十九年十一月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東部事務所、福島

間のうち指定する一日

県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

（一）申込受付期間
平成十九年八月六日（月）から同月十七日（金）までです（郵便等による申込みは、同月十七日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます。）
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年八月六日（月）から同月十四日（火）までです。

（二）申込受付時間
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成十九年八月十四日（火）にあつては、午後八時まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一三八、四〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登載された上、福島県教育委員会に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局に問い合わせてください。

別表

教養試験出題分野一覽表（一）内は、出題分野別出題予定数

社会科学（7）、人文科学（11）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

（採用給与グループ）

公告第八号

平成十九年度福島県警察官採用候補者試験を次のとおり行います。

平成十九年五月一日

福島県人事委員会

第一 警察官A（男性）及び警察官A（女性）採用候補者試験

1 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員

（一）警察官A（男性） 七三名程度

（二）警察官A（女性） 三名程度

2 受験資格

昭和五十三年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成二十年三月までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるものとします。ただし、次の（一）から（五）までのいずれかに該当する者は、受験できません。

（一）日本の国籍を有しない者

（二）成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

（三）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（四）福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

（五）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

（一）教養試験（多枝選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表一のとおりとします。

（二）論文試験

（三）選択科目試験 選択科目の種類並びに試験の方法及び内容は、別表二のとおり

- りとしします。
- 2 第二次試験
- (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 体力検査
 - (四) 身体検査 (測定方式)
 - (五) 身体検査 (持参方式)
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験	平成十九年七月八日 (日)	福 島 市	平成十九年七月二十五日 (水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成十九年八月十五日 (水) から同月十七日 (金) までの三日間 のうち指定する二日	福 島 市	平成十九年九月七日 (金) に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手続

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局（福島市杉妻町二番十六号（県庁内）電話（〇二四）五二一一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所において配布しま

す。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間
平成十九年五月二十一日 (月) から同年六月一日 (金) までです (郵便等による申込みは、同年六月一日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます)。

(二) 申込受付時間
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年五月二十一日 (月) から同月二十九日 (火) までです。
月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。

ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯 (平成十九年五月二十九日 (火) にあつては、午後八時まで) となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一九五、〇〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例 (昭和二十六年福島県条例第九号) 等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者名は、任用候補者名簿に得点順に登録された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問い合わせ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課 (福島市杉妻町二番十六号 (県庁内) 電話 (〇二四) 五二一一二五 一内線二六二三、二六二六) に問い合わせてください。

別表一

教養試験出題分野一覧表 (一) 内は、出題分野別出題予定数

社会科学 (9)、人文科学 (9)、自然科学 (7)、文章理解 (9)、判断推理 (9) 及び数的推理・資料解釈 (7)
--

別表二

選択科目の種類等一覧表（一）内は、出題予定数

選択科目の種類	試験の方法及び内容
文章理解及び社会一般に関する知識	文章理解(5)及び社会一般(法律、政治、経済及び社会事情)に関する知識(15)についての多枝選択式による筆記試験
情報処理	情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)による基本情報技術者試験以上程度の多枝選択式による筆記試験(20)
外国語(英語)	財団法人日本英語検定協会が行う実用英語技能検定二級程度の多枝選択式による筆記試験(25)及び多枝選択式によるリスニングテスト(15)
外国語(中国語「北京語」)	日本中国語検定協会が行う中国語検定試験準一級程度の多枝選択式による筆記試験(25)及び多枝選択式によるリスニングテスト(15)
柔道	財団法人講道館が認定する三段程度の実技試験
剣道	財団法人全日本剣道連盟が認定する三段以上程度の実技試験

第二 警察官B(男性)及び警察官B(女性) 採用候補者試験

一 採用予定人員及び受験資格

1 採用予定人員

(一) 警察官B(男性) 五五名程度

(二) 警察官B(女性) 二名程度

2 受験資格

昭和五十三年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除きます。)を卒業したもの若しくは平成二十年三月までに卒業見込みのもの又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるものを除きます。ただし、第一の一の2の(一)から(五)までのいずれかに該当する者は、受験できません。

二 試験の方法及び内容

1 第一次試験

(一) 教養試験(多枝選択式) 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表三のとおりとします。

(二) 作文試験 選択科目の種類並びに試験の方法及び内容は、別表四のとおりとします。

2 第二次試験

- (一) 口述試験
- (二) 適性検査
- (三) 体力検査
- (四) 身体検査(測定方式)
- (五) 身体検査(持参方式)

三 試験期日、試験地及び合格者発表

区分	試験期日	試験地	合格者発表
第一次試験 (日)	平成十九年九月十六日	福島市 郡山市 会津若松市 南相馬市 いわき市	平成十九年十月五日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
第二次試験	平成十九年十月二十三日(火)から同月二十五日(木)までの三日間のうち指定する二日	福島市	平成十九年十一月十六日(金)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南相馬、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場並びに福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内))

電話（〇二四）五二一七五九〇）、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目のすべてに入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成十九年七月三十日（月）から同年八月十日（金）までです（郵便等による申込みは、同年八月十日までの通信日付印のあるもの限り受け付けます）。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、平成十九年七月三十日（月）から同年八月七日（火）までです。

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時までです。ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯（平成十九年八月七日（火）にあつては、午後八時まで）となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、一五六、二〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

第一の五の2に同じです。

六 合格から採用まで及び問い合わせ先

第一の六及び七に同じです。

別表三

教養試験出題分野一覧表（一）内は、出題分野別出題予定数）

社会科学（7）、人文科学（11）、自然科学（7）、文章理解（9）、判断推理（9）及び数的推理・資料解釈（7）

別表四

選択科目の種類等一覧表（一）内は、出題予定数）

選択科目の種類	試験の方法及び内容
文章理解及び社会	文章理解（5）及び社会一般（法律、政治、経済及び社会事

一般に関する知識	情報処	外国語（英語）	柔道	剣道
情報処	情報処理技術者試験の区分等を定める省令による基本情報技術者試験程度の多枝選択式による筆記試験（20）	財団法人日本英語検定協会が行う実用英語技能検定準二級程度の多枝選択式による筆記試験（25）及び多枝選択式によるリスニングテスト（15）	財団法人講道館が認定する二段程度の実技試験	財団法人全日本剣道連盟が認定する二段以上程度の実技試験

（採用給与グループ）